

第 52 回政策研究大学院大学経営協議会議事要旨

- 日 時 : 平成 27 年 3 月 25 日 (水) 15:30~16:55
- 場 所 : 政策研究大学院大学 会議室 3C
- 出席者 :
 - 〔学外委員〕
石田委員、小野委員、加藤委員、工藤委員、嶋津委員、林委員、早房委員、中
邨委員
 - 〔学内委員〕
白石学長、大山理事、園部副学長、増山副学長、横道副学長、北岡学長特別補
佐、今野学長特別補佐
 - 〔説明者〕
塩原大学運営局長
- 欠席者 :
 - 〔学外委員〕 老川委員
 - 〔学内委員〕 金本副学長

I. 審議事項

1. 平成 27 年度政策研究大学院大学運営体制について

資料に基づき、白石学長から、平成 27 年度政策研究大学院大学運営体制及び執行部の役割分担について説明があり、これを了承した。

2. 平成 27 年度計画について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 27 年度大学運営方針重点事項 (案) の前年度からの主な変更点、及び平成 27 年度計画 (案) の主な項目について説明があり、これを了承した。

3. 平成 27 年度学内予算 (案) について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 27 年度学内予算 (案) について、総事業費を 3,530 百万円としたこと、及び運営費交付金事業に係る収支について説明があった。具体的には、収入について、運営費交付金は文部科学省からの内示額を計上するとともに、予算内示段階では額が確定しない「年俸制導入促進費」分及び「『学長のリーダーシップの発揮』を更に高めるための特別措置」分については追加配分見込額計 8 百万円を別途計上したこと、雑収入増の主な要因は目的積立金の取崩及び「研修料等収入」の費目を新たに立てたことによるものであること、間接経費収入は、科研費継続分の予定額 48 百万円と科研費等の新規採択見込に基づく見込額 46 百万円を計上していること、支出について、人件費は、58 百万円の減となっているものの、実際には人事院勧告を受けた給与改定に伴う支出増がある上、外部資金への振替により運営費交付金財源からの支出を抑制している部分や、学長裁量経費から充当することとする部分が別途にあり、実質増となっていること、教育経費は、約 35 百万円減となっているが、その主な要因は運営費交付金特別経費 (プロジェクト分) 内示額の減であること、一方でプロフェッショナル・コミュニケーションセンター (仮称) ラウンジ等整備費 10 百万円などを計上したこと、研究経費は、政策連携強化プログラム運営経費及び研究倫理教育・研究費コンプライアンス教育実施経費等の計上等により、全体として約 49 百万円増となっていること、教育研究支援経費は、キャンパスネットワーク新システムの構築、教育支援システム及び旅費システムの開発のために、所要の予算を計上したこと、一般管理経費は、施設の計画修繕の終了に伴う PFI 費用の減がある一方で、外国人教員の組織運営への参画の更なる促進等に必要な経費を計上していること、及び学長裁量経費は、大学改

革促進係数対象経費の5%に相当する額74百万円を計上したこと等について説明があった。さらに目的積立金について、平成26年度末残高見込291百万円のうち229百万円を取り崩すこと、及びこれによって目的積立金残額見込は63百万円となること等について説明があった。その後、平成27年度国際機関プログラムからの間接経費収入の活用(案)及び平成28年度学内予算についての見通し(試算)について説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

○：円安傾向は、GRIPSの教員や学生にどのような影響を与えているか。

△：教員については、既に在籍している外国人教員に対して海外の大学からオファーがあった場合に、ドルベースで換算するとGRIPSの報酬は魅力がないものになっている。これがジョイントアポイントメント制度にどのような影響を与えるかは未だ分からない。留学生については、特に大きな影響は見られない。

4. プロフェッショナル・コミュニケーションセンターの設置について

資料に基づき、今野学長特別補佐から、タスクフォースでとりまとめたレポートに基づき「プロフェッショナル・コミュニケーションセンター(仮称)」構想の理念・背景、並びに同センターの設置(組織)、教育活動、施設設備等の構想について説明があった。また、併せて、センター設置に伴う学則の改正、センター規則の制定等の案について説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

○：本センターでは、誰にどういった教育をするのか。

△：留学生からは、単なるアカデミック・ライティングだけではなく、例えば英語のポリシーブリーフの書き方等を教えて欲しいとの声があり、International Advisory Committeeからも、こういった需要に応じていくべきだとのアドバイスを受けた。単位にはならないが、留学生に対してこういった実務的な英語を教えていく。日本人の行政官にも、今後こういった実務的な英語力が必要になってくるので、そのきっかけになれば良いと考えている。

○：日本人学生の英語力は非常に重要な課題だが、短期間の修士課程の中で英語力も養うということは大変なことなので、時間配分をうまくやって欲しい。

○：本センターの担当者には、特に英語の添削に時間をかけて欲しい。また、本学の学生の論文の書き方を国際的な基準に統一するように指導して欲しい。

△：修士論文はポリシーペーパーなので、一般的な論文の書き方とは少し違うものになっているが、博士論文については国際的な基準に統一し、プロのエディターに校閲してもらっている。論文の質の維持は非常に大事なことであるので、今後も注意してやっていきたい。

5. 年俸制適用教員に対する業績/能力評価について(案)

資料に基づき、塩原大学運営局長から、年俸制適用教員に対する業績/能力評価の仕組みの案について、1月21日(水)の経営協議会における審議の後、年俸制に関心を持つ教員との懇談会、教員懇談会、及び過半数代表者を通じて意見照会を行ったこと、及び1月21日(水)の経営協議会以降に加えられた主な修正点等に関する説明があり、これを了承した。

- ◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)
○：定年退職や契約期間の最終年に懲戒処分等を受けた場合、翌年減算するという訳にはいかないが、どうするのか。
△：不祥事等があった場合にはただちに対応しなければならないが、遑って給与を返還させるというようなことはできないと考えている。

6. 教育研究特定業務手当(チュートリアル手当)の新設のための関係規程の整備について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、新たな基幹プログラムG-cube等のカリキュラムにおける新機軸の1つとして、少人数で行うチュートリアル授業の導入(必修化)を図ることとなったことから、全学の教員の協力を得て、これら授業の運営を円滑に進めていくよう、チュートリアル担当教員のための新たな手当を創設すること、そのために所要の規定整備を行うこと、及びその内容について説明があり、これを了承した。

7. ガバナンス体制の整備・強化のための関連諸規程の改正等について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、学校教育法、国立大学法人法、及び独立行政法人通則法等の改正に伴い、本学の関連諸規程の改正を行うこと、及びその概要について説明があり、これを了承した。

- ◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)
○：大学によっては理事と副学長を兼務させるところもあるが、本学の場合、学長職務代理を指名された理事が学教法の総括副学長を兼ねるとい形にはしないのか。
GRIPSの場合理事が全て非常勤だが、学則第5条第2項にある「学長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ学長の指名する理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。」ということは可能なのか。
△：確認の上で、次回の経営協議会で回答させていただく。

8. その他 特になし。

II. 報告事項

1. 平成28年度以降の修士・国内プログラムに関する基本的枠組みについて

資料に基づき、増山研究科長から、平成28年度以降の修士・国内プログラムに関する基本的枠組み及びカリキュラム(たたき台)について報告があった。

2. 医療政策短期特別研修及び農業政策特別研修の実施について

資料に基づき、横道副学長から、平成27年7月21日(火)～8月8日(土)に医療政策短期特別研修を、平成27年7月21日(火)～8月7日(金)に農業政策短期特別研修を、本学において実施する旨報告があった。

3. 教育政策プログラム上級プロフェッショナル養成研修の実施について

資料に基づき、今野学長特別補佐から、平成27年7月21日(火)～31日(金)に、教育政策プログラム上級プロフェッショナル養成研修を、本学において実施する旨説明があった。

4. その他

早房委員から、平成 27 年度計画（案）に記載されている「コンプライアンス教育」と「研究倫理教育」の具体的内容について質問があり、藤原学術国際課長から、主に研究倫理についての具体的な事例を用いた研修、及び研究費の使い方に関する学内ルールについての講習を行う予定である旨回答があった。

以上。